

## 東伊豆町家庭用生ごみ処理機器等購入費補助金交付要綱

(平成 14 年 5 月 30 日要綱第 11 号)

改正 令和 3 年 4 月 8 日要綱第 25 号令和 4 年 3 月 23 日要綱第 38 号

(趣旨)

第 1 条 町長は、家庭から排出される生ごみの減量化及び堆肥化を推進するため、家庭用生ごみ処理機器等(以下「処理機器等」という。)を購入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東伊豆町補助金等交付規則(令和 2 年東伊豆町規則第 9 号)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「処理機器等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 生ごみ堆肥化容器 コンポスト容器その他生ごみを堆肥化するための容器
- (2) 機械式生ごみ処理機 生ごみを堆肥化する機器又は乾燥方式により減量することができる構造を有する機器(手動式を除く。)

(補助対象)

第 3 条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者で、家庭から出される生ごみの減量を図るため処理機器等を購入するもの
- (2) 処理機器等を設置できる町内の土地又は建物を使用できる者
- (3) 再使用品でない処理機器等を販売業者から購入する者

(補助金額)

第 4 条 補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、処理機器等購入費補助金交付申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)により、町長に申請しなければならない。

[第 1 号様式]

- 2 補助金の交付を申請することのできる処理機器等の数は、申請 1 回につき生ごみ堆肥化容器にあつては 1 世帯当たり 2 個まで、機械式生ごみ処理機にあつては 1 世帯当たり 1 台とする。ただし、当該申請を行った日以後、町長が第 7 条に規定する補助金を交付した日から、生ごみ堆肥化容器については 3 年、機械式生ごみ処理機については 5 年を経過しなければ、同一世帯において、第 2 条各号に規定する処理機器等と同一種類の補助金の交付を申請することができない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めるときは速やかに補助金の額を決定し、処理機器等購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知する。

[第2号様式]

(交付請求及び交付)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の額を決定したのちに申請者からの処理機器等購入費補助金交付請求書(様式第3号)に基づき補助金を交付する。

[第5号様式]

(交付決定の取消及び返還)

第8条 町長は、偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けようとし、又は受けた者があつたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付された補助金を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(令和3年4月8日要綱第25号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月23日要綱第38号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

処理機器等の種類	補助率(額)	1個又は1台につき
生ごみ堆肥化容器	購入費の2分の1以内の額とし、5,000円を限度とする。	
機械式生ごみ処理機	購入費の2分の1以内の額とし、30,000円を限度とする。	

様式第1号(第5条関係)

処理機器等購入費補助金交付申請書



様式第2号(第6条関係)

処理機器等購入費補助金交付決定通知書



様式第3号(第7条関係)

処理機器等購入費補助金交付請求書

